

指名競争入札の流れ

(建設工事・施工体制確認型)

入札
電子

1 指名通知書が電子入札システム上で送られて来る

- ◆同時に、指名通知書が届いた旨のメールも、登録したメールアドレス宛てに、電子入札システムから送られて来ます。なお、指名通知書は郵便では送られて来ません。

2 パソコンで仕様書を閲覧する

- ◆電子入札システムから、仕様書のデータを確認します。
- ◆指名通知書が送られてから、施工体制確認調査予定日時まで閲覧できます。

3 電子入札システム上で入札書・工事費内訳書を提出する

- ◆開札日の前日（土日・祝日を除く）の午後4時までに、電子入札システムで入札金額及びくじ番号を入力し、工事費内訳書を添付して提出して下さい。
- ◆入札書が正常に提出されれば、「入札書受信確認通知」画面が表示されます。
- ◆辞退される場合は、電子入札システムより辞退届を提出して下さい。

4 電子入札システム上で開札

- ◆予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った方が、落札候補者となります。
- ◆最低価格入札者が複数ある場合は、電子入札システムにより自動的にくじ引きが行われて、落札候補者の順位が決まります。第一順位の落札候補者の工事費内訳書に不備がなければ、有効な入札を行った方全員に、事後審査通知書が電子入札システム上送られて来ます。
- ◆第一順位の落札候補者の方には、事後審査資料提出依頼書が電子入札システム上送られて来るとともに、電話連絡もいたします。

5 施工体制確認調査書類を提出する

- ◆これまでと変わりはありません。書類を庶務課まで持参してください。

6 落札決定の連絡が来る

- ◆審査完了後、施工体制確認調査資料を提出した方に、事後審査結果通知書が電子入札システム上送られて来ます。その後、有効な入札を行った方全員に、落札者決定通知書が電子入札システム上送られて来ます。
- ◆落札者には、落札決定の電話連絡も行い、その後契約の締結手続きに入ります。